

入札説明書訂正表（令和 5 年 6 月 16 日）

入札説明書の一部を下記のとおり訂正します。

記

訂正頁	訂正前	訂正後（訂正箇所は下線付部分）
5	<p>10 入札及び開札方法等</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 入札金額は、一切の諸経費（ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。なお、入札時においては、燃料調整費、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は含まないものとする。</p> <p>(13)～(19) (略)</p>	<p>10 入札及び開札方法等</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 入札金額は、一切の諸経費（ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。なお、入札時においては、<u>燃料費等調整額（燃料費調整額、市場価格調整額及び離島ユニバーサルサービス調整額）</u>、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は含まないものとする。</p> <p>(13)～(19) (略)</p>
<p>【案】 電力需給 契約書 3</p>	<p>(燃料費調整)</p> <p>第 10 条</p> <p>燃料費の変動等により電力量料金の調整を行う必要が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、これを改定することができる。ただし、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の燃料費調整額を超えない範囲で行うものとする。</p>	<p>(<u>燃料費等調整</u>)</p> <p>第 10 条</p> <p>燃料費の変動等により電力量料金の調整を行う必要が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、これを改定することができる。ただし、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の<u>燃料費等調整額</u>を超えない範囲で行うものとする。</p>